

## 相 続 ノ ー ト

この相続ノートには、相続に関するスケジュールや必要事項が一冊にまとまっています。

相続は死亡した日から7日以内にすべきこと、10日以内、14日以内・・・と必要な手続きがあります。

このノートを活用して必要な手続きや届け出漏れがないかをチェックし、分散しがちな情報の整理にご活用ください。

## <相続発生後(死亡後)からの主なタイムスケジュール>

この相続ノートは下記のスケジュールをベースに必要な事柄をまとめて説明して行きます。

7日以内



速やかに



10日以内



14日以内



3ヶ月以内



4ヶ月以内



10ヶ月以内

## ■7日以内にすべきこと

- 死亡届を役所に提出
- 死体火(埋)葬許可証交付申請書を役所に提出
- 葬祭費用等の領収書の保管と整理

### ポイント 01

死亡届は死亡に立ち会った医師に死亡診断書を作成してもらか、警察による死体検案書を添付しましょう。

\*日曜・祝日・夜間でも役所への届出は可能です

### ポイント 02

死亡届を提出する届人とは死亡届に署名・押印する人のことです。

■ 届人になれる人  
親族・親族以外の同居者・家主・地主・後見人・補佐人・補助人・家屋もしくは土地の管理人・任意後見人・葬儀屋など。

役所の窓口に持参するのは代理人でも可能です。

### ポイント 03

被相続人が健康保険や後期高齢者医療制度等に加入していた場合、申請すれば葬祭費が役所から支給されます。葬祭費等の領収書をまとめておきましょう。

## ■なるべく早くにすべきこと

- 役所での戸籍等の死亡に関わる手続き
- 銀行等の金融機関に死亡の届出
- 公共料金の名義と引き落とし口座の変更  
(金融機関に届出をする前がよい)

### ポイント 01

銀行や保険会社での手続きにも、戸籍謄本等の書類が必要になりますので、まずは役所に行って、死亡に関わる手続きを行いましょう。

### ポイント 02

遺言書等があれば家庭裁判所で検認をしてもらいましょう。尚、公正証書遺言の場合は検認が不要です。

\*役所・銀行での手続きポイントは次のページをご参照下さい。

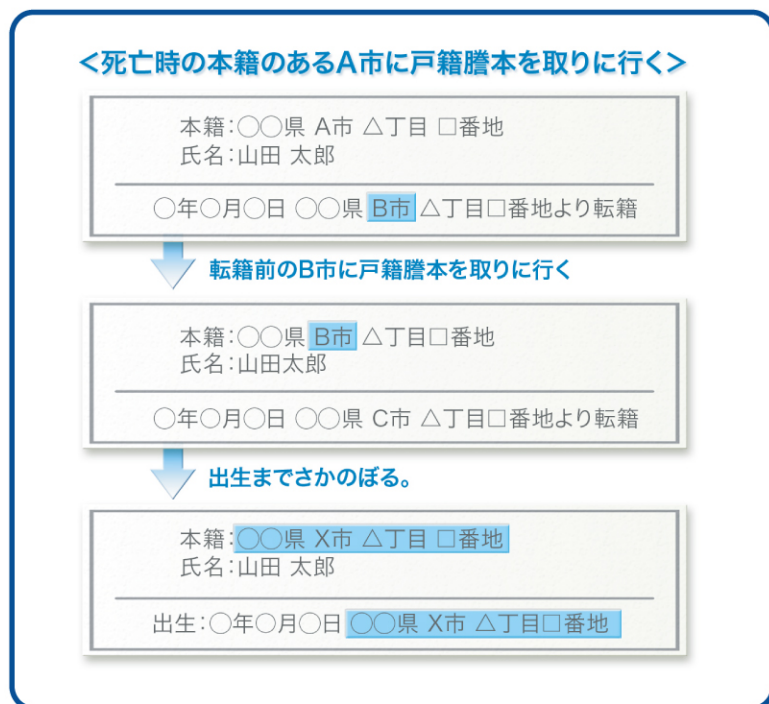
## <役所での手続きポイント>

### ■窓口で手続きする人は下記書類を持参しましょう。

- ・身分を証明できる書類(運転免許証等)
- ・戸籍謄本もしくは住民票

### ■被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本を手配しましょう。

被相続人の出生から全てを把握されていない場合は、まず最新の戸籍謄本を取り、出生までさかのぼる下記の方法がお勧めです。



\*役所に出向く前に一度問い合わせをしておくのがよいでしょう。

## <銀行での手続きポイント>

### ■窓口で手続きする人は下記書類を持参しましょう。

- ・身分を証明できる書類(運転免許証等)

### ■窓口に持参するもの。

- ・被相続人の通帳/届出印
- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- ・相続人全員の戸籍謄本
- ・相続人全員の印鑑証明
- ・銀行指定の相続専用書類

### ■被相続人の口座に関して。

- ① 解約して全額払い戻しをして、相続人で分ける。
- ② 口座名義を相続人のどなたかに変更して引き続き使用する。などが可能です。

\*しかし、一時的に引き落としができなくなりますので、被相続人の口座で引き落とし等が発生している場合、引き落とし口座の変更手続きをしましょう。

\*各銀行や郵貯銀行等で書類や準備するものが異なりますので、一度問い合わせをしておくのがよいでしょう。

## ■10日以内にすべきこと

- 国民年金や厚生年金の受給停止の手続き

## ■14日以内にすべきこと

- 介護保険資格喪失届
- 住民票の抹消届
- 世帯主の変更届
- 国民健康保険資格喪失届

## ■3ヶ月以内にすべきこと

- 遺言書等があれば家庭裁判所で検認
- 相続人の確定
- 生前贈与・遺産の概要を把握し相続するか放棄するかを相続人で決める
- 相続税の概算額を把握しておくとい良いでしょう
- 未成年者が相続人にいる場合は特別代理人の選任

## ■4ヶ月以内にすべきこと

- 死亡した年の1月1日から死亡日までの所得準確定申告
- 被相続人に係る消費税・地方消費税の申告・納付

## ■10ヶ月以内にすべきこと

- 国民健康保険の「葬祭費」社会保険の「埋葬料」の請求
- 生命保険の保険金の請求
- 国民年金や厚生年金の遺族年金の手続き
- 遺産、債務等を確認し評価
- 相続人同士で遺産分割協議をし、遺産分割書の作成
- 相続税の計算、申告書作成、納税資金の準備
- 相続税の申告と納付
- 遺産の名義変更手続きも同時にしておくとい良いでしょう

### ポイント 01

相続税の申告期限内に申告書を提出しなかった場合は延滞税や無申告加算税がかかりますので注意が必要です。





# 手続きフローチャート 01

死亡日 ..... 年 月 日

7日以内にすべき主な事 ..... 年 月 日

チェック☑

- 死亡届を役所に提出
- 死体火(埋)葬許可証交付申請書を役所に提出
- 葬祭費用等の領収書の保管と整理

なるべく早くにすべき主な事 ..... 年 月 日

チェック☑

- 役所での戸籍等の死亡に関わる手続き
- 銀行等の金融機関に死亡の届出
- 公共料金の名義と引き落とし口座の変更(金融機関に届出をする前がよい)

10日以内にすべき主な事 ..... 年 月 日

チェック☑

- 国民年金や厚生年金の受給停止の手続き

14日以内にすべき主な事 ..... 年 月 日

チェック☑

- 介護保険資格喪失届
- 住民票の抹消届
- 世帯主の変更届
- 国民健康保険資格喪失届

3ヶ月以内にすべき主な事 ..... 年 月 日

チェック☑

- 遺言書等があれば家庭裁判所で検認
- 相続人の確定
- 生前贈与・遺産の概要を把握し相続するか放棄するかを相続人で決める
- 相続税の概算額を把握しておくといでしょう
- 未成年者が相続人にいる場合は特別代理人の選任

4ヶ月以内にすべき主な事 ..... 年 月 日

チェック☑

- 死亡した年の1月1日から死亡日までの所得準確定申告
- 被相続人に係る消費税・地方消費税の申告・納付

memo

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



# 所得財産チェックシート

配偶者 : あり ・ なし

相続人 : 人

## <財産 ① >

### ■ 現金:

預金:	銀行名	支店	普通・当座	口座番号	金額

■ 土地: 住所	広さ	金額 * 公示価格の8割程度で算出

■ 家屋・構築物: 住所	広さ	金額 * 固定資産税評価額等で算出

合計金額 ①

## <財産 ② >

■ 株:	会社名	担当者	金額 * 相続税評価額

■ 生命保険:	会社名	担当者	金額 * 相続税評価額

■ その他財産:

合計金額 ②

①+②合計金額 ③

## <債務 >

■ 借入金等:

■ 葬儀費用: * 債務控除対象分

合計金額 ④

③-④合計金額